



国海環第92号
平成28年12月26日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田淵 一造



海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

標記について、別添のとおり制定することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。



海洋汚染等防止法検査心得等の一部改正について

平成28年12月

海事局海洋・環境政策課

1. 改正の経緯

2015年5月のIMO第68回海洋環境保護委員会(MEPC68)において、スラッジ貯蔵装置※の要件の強化及び適用範囲を拡大するMARPOL条約附属書Ⅰ第12規則の改正が決議MEPC.266(68)として採択されたところ、国内法令に取り込むために「海洋汚染等防止法検査心得」の一部改正を行う。

また、同じくMEPC68において採択された極海コード及び同コードを義務化するためのMARPOL条約改正案を採択したところ、関係省令の改正に伴い、「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領」などの一部改正を行う。

*スラッジ貯蔵装置は、スラッジタンク及びスラッジ管装置により構成される（総トン数400トン以上の船舶（内航非自航船を除く）への設置義務あり。）。

2. 改正内容

(1) スラッジ貯蔵装置に係る改正

①平成2年12月31日以後に建造され、又は建造に着手された船舶について、「スラッジタンクには、油性残留物を静置した際に得られる水を同タンクからビルジタンク又はビルジウエルに移送する配管を設けて差し支えない。ただし、当該配管には、自動閉鎖バルブ及びその下流に目視監視手段を設ける又はこの代替手段（ビルジ排出管系統に直接連結しないものに限る。）を講じること。」とされていたところ、平成2年12月30日以前に建造され、又は建造に着手された船舶であって、現存旧船※以外のものにも適用範囲を拡大する。（図1参照）

※ 昭和50年12月31日以前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、昭和51年6月30日以前に建造に着手されたもの）であって昭和54年12月31日以前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（昭和51年1月1日以後に改造に関する契約が結ばれた船舶（改造に関する契約がない船舶にあっては、昭和51年7月1日以後に当該改造が開始されたもの）又は昭和55年1月1日以後に当該改造が完了した船舶を除く。）

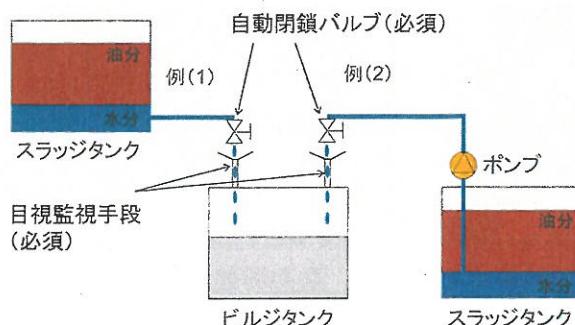


図1 スラッジタンクからビルジタンクに配管を連結する場合の必要設備

②平成2年12月31日以後に建造され、又は建造に着手された船舶について、「スラッジタンクからの排出管系及びビルジ水管系は、標準排出連結具への共通管に連結して差し支えない。」とされていたところ、平成2年12月30日以前に建造され、又は建造に着手された船舶であって、現存旧船以外のものにも適用範囲を拡大する。(図2参照)

③現存旧船以外の船舶について、「スラッジタンクからの排出管系及びビルジ水管系と標準排出連結具への共通管との連結部は、スラッジがビルジ水管系に流入しないものとすること。」との規定を新たに追加する。(図2参照)

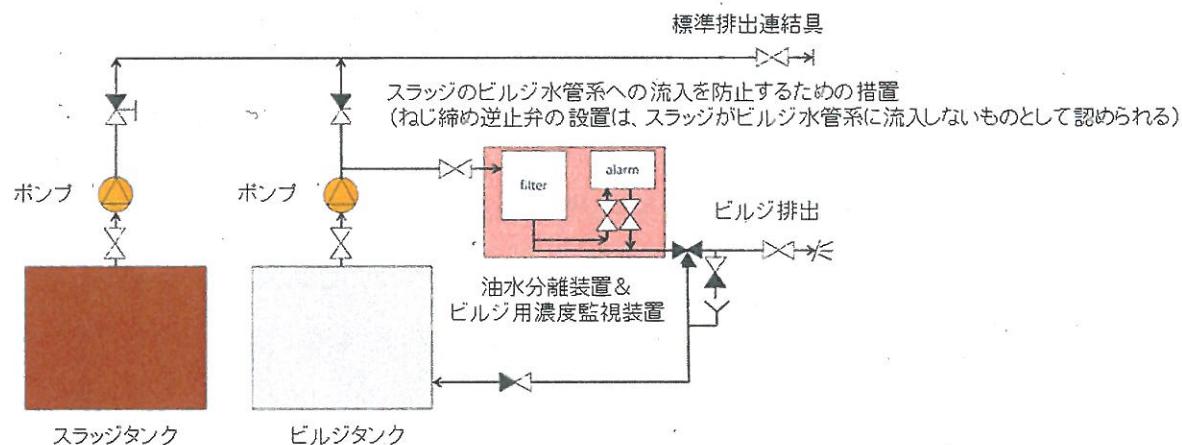


図2 標準排出連結具に共通管を連結する場合の必要設備

④現存旧船以外の船舶について、「スラッジ管装置は、スラッジの処理装置（焼却炉、スラッジを焼却するための適切な補助ボイラ又は他の適切な装置等）に移送することができるよう配管をして差し支えない。なお、この場合において、スラッジ管装置には、スラッジタンクからの吸引が可能なポンプを設けること。」との規定を新たに追加する。

上記の①～④について、適用対象船舶の整理表を参考として以下に示す。

	平成2年12月30日以前に建造され、又は建造に着手された船舶		平成2年12月31日以後に建造され、又は建造に着手された船舶
	現存旧船	現存旧船以外	
①			既に適用済み
②	非適用	平成29年1月1日より適用*	
③			
④			

* ただし、施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶のスラッジ貯蔵装置については、平成29年1月1日以後の最初の定期検査までの間は、なお従前の例による。

(2) 極海コードに係る改正

- 極海コード取り入れによる技術基準省令の条ずれを踏まえた改正、証書の記載例の改正など。
- 適用対象船舶：平成29年1月1日以降に建造に着手される船舶。

3. 改正対象法令

(1) スラッジタンクに係る改正

- 海洋汚染等防止法検査心得

(2) 極海コードに係る改正

- 海洋汚染等防止法検査心得
- 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書検査関係事務取扱要領
- 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書 検査の方法

3. 改正スケジュール

公布日：決裁完了日

施行日：平成29年1月1日

